

正 本

副本直送 印

平成27年（行ケ）第10044号審決取消請求事件

原 告 杉村和高

被 告 特許庁長官

平成27年 8月5日

知的財産高等裁判所第1部 御中

原 告

印

準 備 書 面（第2回）

頭書事件について、原告は、次のとおり弁論を準備する。

第1 原告は、被告準備書面（第1回）における、原告準備書面（1）に対する反論
に対して、次のように反論します。

被告準備書面に対する反論

（1）書証甲1の論理と本願発明の論理

被告によって反論頂いた内容は多岐にわたり、また、その内容は複雑に錯綜した
ものです。そこで、原告は、各論点について反論を行う前に、被告と原告の主張内
容が分かり易くなるように、論点整理を行いました。

ですから、被告への反論を記述する前に、その整理内容を記述致します。

（A）書証甲1の河床心堤の論理

（イ）書証甲1の発明は、水流蛇行を矯正するをもって目的としたものである。

「本発明は河道を流下する水流蛇行を矯正するを以って目的としたもので、～」(書

証甲 1 第 2 頁左側 8 行目～)

(ロ) 書証甲 1 発明の方法である河床心堤は、以下の条件を必須としています

(a) その具体的方法である河床心堤は、河心に直立固定して設置しなければならない。

「～河心に沿った河床に直立固定し、～」(書証甲 1 第 2 頁特許請求の範囲 5 行目)

(b) 河床心堤は左右に両分した低層水流の交流を遮断する構造が延長していなければならない。

「～洪水時に於いて大規模に水底土砂の移動を促す低層水流のみの交流を遮断して、その上層水流は自由に交流する程度の天端高を保って、河心に沿った河床に直立固定し、延長して河床を左右に両分する様に設けて成る河床心堤。」(書証甲 1 第 2 頁特許請求の範囲 2 行目～6 行目)

この記述は、河床心堤が、両分した低層水流のみの交流を遮断する構造であると同時に、その構造が延長している事を記述しているものです。

(c) 上述 (a) (b) の条件を同時に成立させていなければ、書証甲 1 の発明はその機能を果たすことが出来ません。

「～河心に沿って河床に河床心堤を設けて河川の水力の主力を河心に誘導して高速度を以って流下し、流下する自然の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を均等に洗掘して河心に沿って河川の定水路を自動的に建設し、之を保護して蛇行する水流を矯正し、～」(書証甲 1 第 2 頁左側 9 行目～15 行目)

「～水底土砂の移動を促す低層水流のみの交流を遮断してその上層水流は互いに自由に交流する程度の天端高を保って河心に沿った河床に直立固定し、延長する隔壁を～設けて河床を左右に両分すれば～」(書証甲 1 第 2 頁左側 30 行目～35 行目)

(d) つまり、河床心堤は、河心に沿って直立固定して延長する隔壁構造であり、同時に、水底土砂の移動を促す低層水流の交流を遮断する構造である。これらの条件を満たすことにより、両分した左右の流れが均等に洗掘されることになります。

(B) 書証甲 1 の河床心堤と「土砂の流下を促進する作用」

(イ) 書証甲 1 の発明では、その河床心堤に、土砂の流下を促進する作用があると

の記述はありません。

(a) 用水路など兩岸や河床が固定されている人工的河川を除けば、河川では流れの中心部においてその流れが最も早いことは多くの人が知っている事です。

(b) 書証甲1の発明では、河床心堤において、高速度を以って流下する自然の掃流力を利用してその左右両側の河床を均等に洗掘する事が記述されていますが、それが、河川の流心の流速が速いことによるものか、或いは、河床心堤によって新たに発生した力によるものか明確ではありません。

前出と同じ記述（書証甲1第2頁左側10行目～13行目）では「～河川の水流の主力を河心に誘導して高速度を以って流下し、流下する自然の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を均等に洗掘して～」と記述しています。

ここでは、「～自然の掃流力を利用して～」とありますから、河床心堤自体に、掃流力に関して特段の作用があるとの認識は無いと考えられます

(c) 原告準備書面10頁15行目～11頁24行目、で示したように、書証甲1の発明の文中のどこを探しても、河床心堤が独自に土砂の流下を促進する事を表現した記述はありません。

(d) つまり、書証甲1の河床心堤がその両側の土砂を洗掘したとしても、それが本願発明の「土砂の流下促進作用」によるものと同じであると考えすることは困難です。書証甲1の河床心堤では、洗掘という言葉は、土砂が流下すると言う意味で使用されています。

(C) 本願発明と書証甲1の発明による河床心堤

(イ) 本願発明においては、大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進すると説明しています。

(a) 本願発明では、大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進するので、大きな石や岩の代わりに杭あるいは柱を川の流れの方向に沿って連続して列柱状に設置固定すれば、土砂の流下を促進することを説明しています。

(b) 本願発明の考え方によれば、書証甲1の河床心堤においても、河川中心部で本来的に有る土砂流下作用と共に、本願発明の考え方による「土砂の流下を促進する」作用も有している事が明らかなです。

本願発明では大きな石や岩の代わりに杭あるいは柱を使用しています。書証甲 1 の発明では、大きな石や岩の代わりに河床心堤がその役割を果たすことになります。

(c) 河床心堤が「土砂の流下を促進する」ことは明らかであります。それは、本願発明がその原理を説明しているからであり、本願発明の考え方を適用することによって初めて明らかになったことです。

(d) つまり、書証甲 1 の河床心堤が「土砂の流下を促進する」作用を有している事は、本願発明が出願されたことによって初めて明らかになったことであり、本願発明の出願以前にはそのような考え方は無かったのです。

(D) 被告の誤った主張

前述 (B) 書証甲 1 の河床心堤と「土砂の流下を促進する作用」の (d) の結論、及び、上述 (C) 本願発明と書証甲 1 の発明による河床心堤の (d) の結論から明らかなように、書証甲 1 の河床心堤を引用発明として提示し、その発明をもって、本願発明が当業者が容易に発明をすることが出来たものであるとする被告の主張は、両者の出願年月を逆転させた主張であり、全くの誤りです。

(E) 本願発明の独自性

原告は、本願発明がその原理とするところ或いはその発想の基礎としているところを、書証甲 10 審判請求書 (2 頁 18 行目～7 頁 3 行目) (4) 本願請求が特許されるべき理由、に詳しく説明しています。また、原告準備書面の (主張その 1) (同 1 頁～6 頁 5 行目) においても詳しく説明しています。

もちろん、それらは出願当初明細書においても記述されている内容です (書証甲 4 公開特許公報 (A) 特開 2011-89250) 【発明の詳細な説明】 【0012～0023】

これらの記述内容及びその発想から、本願発明が、被告が提示する引用発明や周知技術で記述されている内容や発想とは全く異なり、独自の発想によるものであることが明らかになっています。

したがって、本願発明に対して、書証甲 1 の河床心堤の発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明できたものであるとする被告の主張は全くの誤りです。

被告準備書面に対する反論

(2) [1 取り消し事由 (本願発明と引用発明との一致点及び相違点についての誤り) に対して] に対する反論

(A) [[被告の反論] (1) 相当関係について (ア)] (同4頁) に対する反論。

被告は[被告の反論] (1) 相当関係について (ア) で、原告も誤りが無いと認めた(審決3.A (1b) 及び (1c)) を引用記述した後に以下のように記述しています。

「そして、引用例に記載された発明である引用発明を認定するにあたり、引用例の記載どおりに一言一句違わず認定するものではなく、引用例に記載されている事項の本質的な部分を中心にして、そこに任意付加的な要素を取捨選択することによって、本願発明との対比及び判断を誤りなく行うことができるように過不足なく発明を認定するものである。」(被告準備書面5頁1行目～5行目)

この記述は、引用発明を認定するにあたっての一般的な方法を述べたものであり、特段の誤りは認められないのですが、上述に続く以下の文章には奇異を感じざるを得ません。

「したがって、上記甲1号証の記載とは完全に同じ記載ではないとしても、甲第1号証の第2頁左欄第8行～第29行及び第1図の記載からみて本質的な部分から構成した上記記述のとおり引用発明を認定した判断に誤りはない。」(被告準備書面5頁6行目～8行目)

この記述は甚だ乱暴な主張です。なぜならば、審決の判断に誤りがあると記述した、原告の準備書面主張その2(審決、理由4.対比(b)及び(相違点)について)(イ)審決、理由4.対比(b)の前半について(a)(b)(原告準備書面8頁12行目～10頁4行目)の主張に対して、具体的反論を全く行わずに「～上記記述のとおり引用発明を認定した判断に誤りはない。」と主張しているのです。

言い換えると、引用発明の引用における一般論を記述した後に、それを理由とし

て、個別本願発明の引用発明の認定の正当性を主張しているのです。原告が、原告準備書面 8 頁 1 2 行目～10 頁 4 行目）において、審決の誤りを具体的に説明したにも拘らず、被告はそれに対して何らの説明をすることなく、自らの正当性を主張しているのです。審決における、個別本願発明の引用発明の認定が何故に正当なのか、何ら具体的な反論も説明もありません。

このことは、被告準備書面〔原告主張の概要〕（1）相当関係について（被告準備書面 2 頁 2 3 行目～同 3 頁 1 7 行目）で、原告の主張の内容を正確に認識して記述している事からすれば極めて不可解であると言わざるを得ません。

つまり、[[被告の反論]（1）相当関係について（ア）]（同 4 頁 8 行目～5 頁 8 行目）の記述は、反論としての具体的記述が全くないので、反論として認めることすら出来ないのです、全くの誤りです。

（B）[[被告の反論]（1）相当関係について（イ）]（同 5 頁）に対する反論
前出「反論（1）書証甲 1 の論理と本願発明の論理」において原告は以下のように記述しています。

（イ）書証甲 1 の河床心堤の発明では、その発明の出願時点において、及びその記述内容において「土砂の流下を促進する作用」とする記述及び考え方は全く存在しない。

（ロ）大きな石や岩が「土砂の流下を促進する作用」を持っているとの考え方は本願発明が初めて明らかにした考え方であり、この考え方からすれば、書証甲 1 の河床心堤においても「土砂の流下を促進する作用」があると認められる。

（ハ）上述（イ）（ロ）から明らかになっていることは、現時点において、書証甲 1 の河床心堤に「土砂の流下を促進する作用」がある（ロ）としても、書証甲 1 の出願時点において書証甲 1 の河床心堤に「土砂の流下を促進する作用」があるとする記述及びその考え方は存在しなかった（イ）のであるから、書証甲 1 の河床心堤の発明をもって、本願発明が、当業者が容易に発明をすることができた、とする主張は成り立たない。

これを別の観点から言えば、甲 1 河床心堤の内容をも包括する原理或いは自然法

則を新たに見出して、それを基にして新たな本願発明を出願したのであるから、本願発明の前に甲 1 河床心堤が出願されているからと言って、本願発明がその発明としての価値を甲 1 河床心堤の発明によって毀損されることは無い。と言うことになるのではないのでしょうか。

〔被告の反論（１）相当関係について（イ）〕（被告準備書面 5 頁 9 行目～2 1 行目）の幾つかの主張は、前出「反論（１）書証甲 1 の論理と本願発明の論理」が明らかにしたように、書証甲 1 河床心堤の内容及び本願発明の内容を正しく理解していません。これらの主張は、本願発明の特許を繰り返し妨害する事にのみ力を注いだものであり、原告準備書面 1 2 頁 1 3 行目～1 3 頁 1 行目において、記述している事を全く無視して、審決と全く同じ内容の主張を繰り返しているものであり、全くの誤りであります。全く残念な主張です。

（Ｃ）〔〔被告の反論〕（２）一致点について（ア）〕（同 5 頁）に対する反論
被告はその反論において、本願発明がその設置場所を流れのある場所ならどこでも設置可能であることを認めた後「そうすると、引用発明が、河床心堤 3 が設けられる場所が、たとえ、河川の中央に限定されるものであったとしても、河川の流れのある場所に設けられていることに変わりはないから、本願発明の杭あるいは柱を「水の流れの中に」あるいは「流れの方向に沿って」設置することと、引用発明の河床心堤 3 を「河川の中央」に設けることとは、相違するものではなく、一致点といえる。したがって、本件審決の一致点の判断に誤りはない。」（被告準備書面 6 頁 5 行目～1 0 行目）としています。全く不思議な論述です。

前述のように、本願発明が河川の流れのある場所に設置されること、そして河床心堤が河川の中央に設置されることにより、両者が共に河川の流れの中に設置されることは全く共通しています。

しかし、その後の記述が問題です。河床心堤はその設置場所を川の流れの中の河心に限定しています。一方、本願発明ではその設置場所を流れの中であればどこでも可能であるとしています。

言い換えると、同じく川の流れの中に設置する構造物ではあるものの、片方は河心にその設置が限定されているのに対して、もう一方は流れの中であれば何処でも良いとしています。この違いがどうして一致点になるのでしょうか。全く呆れた主張です。

もちろん、「本件審決の一致点の判断に誤りはない。」との記述は全くの誤りです。

(D) [[被告の反論] (2) 一致点について (イ)] (同 6 頁) に対する反論
前述、(2) (B) [[被告の反論] (1) 相当関係について (イ)] に対する反論、で詳細に反論したとおりであり、その「一致点の判断」は全く誤りである。

(E) [[被告の反論] (3) 相違点について] (同 6 頁) に対する反論

被告はその反論において「～引用発明の河床心堤 3 の構造に関する具体的な記載がない。」(被告準備書面 6 頁 18 行目) 或いは「～第 1 図～第 3 図には、河床心堤 3 の形状が詳細に記載されているものではない。」(同 23 行目) としています。

さらに頁を変えた後に「つまり、甲第 1 号証の記載からは引用発明の河床心堤 3 の構造は明らかではない。したがって、引用発明の河床心堤 3 は、本願発明のように、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定したものであるかは不明であるから、その旨を述べた審決の相違点の認定に誤りはない。」(被告準備書面 7 頁 1 行目～5 行目) と結論付けています。

しかしながら、前述、「反論 (1) 書証甲 1 の論理と本願発明の論理 (A) 書証甲 1 の河床心堤の論理 (ロ)」に記述しましたように、河床心堤が必要としている構造は、その特許請求の範囲及びその他の説明から明らかです。そして、その構造は略図である図 1、図 2、図 3、に正確に反映しています。したがって、河床心堤の構造が杭あるいは柱でも設置可能であるかのような記述は全くの誤りです。

なお、連続して列柱状に設置した杭や柱と、河床心堤のように全く連続的である構造物との違いについては、既に書証甲 10 審判請求書 (d) 拒絶査定備考に対する反論 (その 2) 以下において詳しく記述しています。(第 7 頁 10 行目～9 頁

16行目)

被告準備書面に対する反論

(3) [2 取り消し事由(相違点の判断の誤り)に対して]に対する反論

(A) [[被告の反論](1)相違点の判断について](同9頁)に対する反論

(イ)被告の準備書面[[被告の反論](1)相違点の判断について]では「～つまり、甲第2号証及び甲第3号証の記載から、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置し、水流を、誘導したり制御することが、河川等の工事技術において周知技術であることがわかる。」(同9頁23行目～10頁1行目)と記述しています。

この記述自体は当を得たものであり、全く問題はありません。しかし、本訴訟において問題の核心となっているのは、本願発明の「土砂の流下を促進する作用」が、被告の提示した幾つかの発明をもって「当業者が容易に発明」出来るか否かの問題です。つまり、甲第2号証及び甲第3号証から、本願発明の「土砂の流下を促進する作用」を「当業者が容易に発明」出来るか否かです。

引用した記述の内容は事実ではあるものの、杭や柱の汎用的な使用方法について述べたものに過ぎません。そして、この核心を外した表現は続く文章の誤った主張に繋がるものとなっています。

(ロ)上述の記述に続く文章は、「そして、甲第1号証に河床心堤3の構造に関する具体的な記載がないことからしても、引用発明において、どのような形態で河床心堤3を構成するかについて適宜に決めうることは、当業者が容易に理解できるから、上記周知技術を参考にして、当該河床心堤3を構成することは、当業者にとって格別困難なことではない。」(同10頁2行目～5行目)としています。

この文章において、一番目の誤りは、「甲第1号証に河床心堤3の構造に関する具体的な記載がないことからしても」の部分です。

前述「反論(1)書証甲1の論理と本願発明の論理(A)書証甲1の河床心堤の論理の(ロ)」では、書証甲第1号証においては、その構造はかくかくしかじかで

あるとした記述はありませんが、その構造はその【特許請求の範囲】並びにその他の文章及び図面において明確に記述されている事を明記しています。河床心堤3がどのような構造であるかは極めて限定されていると言えます。それらの記述から明らかなように、書証甲1の河床心堤は、甲第2号証及び甲第3号証のような方法で杭や柱を使用することが出来ないのです。

二番目の誤りは、上述の誤った判断に基づく誤った次の結論です。

上述の文章を再度引用すれば「～引用発明において、どのような形態で河床心堤3を構成するかについて適宜に決め～」ることは出来ないのです。

したがって、「～上記周知技術を参考にして。当該河床心堤3を構成することは、当業者にとって格別困難なことではない。」との記述も全くの間違いです。

(B) 被告の準備書面〔〔被告の反論〕(1) 相違点の判断について〕では上述の引用文に続いて「原告は本願発明が従来に無い新しい考え方による新しい発明であると主張するが、～後記4(1)に照らせば、当業者が十分に予測できる範囲内のものであって格別なものではない。」(同10頁6行目～10行目)と記述した後「したがって、甲第2号証及び甲第3号証から読み取れる周知技術の認定、及び周知技術に基づいて、当業者が相違点に係る本願発明の特定事項とすることを容易に想到し得たとする判断に誤りはない。」(同10頁16行目～18行目)と結論しています。

被告のこの主張は全くの誤りですが、引用文中にある(後記4(1))の資料及びその記述量が多いので、原告も上述の引用部分に対する反論を後述させていただきます。

(C) 〔〔被告の反論〕(2) 審判請求人の主張に対する反論について〕(同10頁)に対する反論

(イ) 被告は被告の準備書面において、本願発明の記述が意図するところを正確に理解し、かつまた正確に記述しています。「本願発明における「連続」の意味は、本願明細書の記載を参酌すれば、隙間なく連なっていること、並びに若干間隔を空けて連なっていることの両方を含んでいるものと認められる。」(10頁20行目

～ 2 2 行目)

これは、審決における誤った認識を正すものであり、原告の主張を認めたものでもありますから、原告はこれを大変うれしく思います。しかしながら、正しい記述に続く記述は残念なものとなっています。

「なお、原告は矛盾した記述となっている旨主張するが、審決では、上記のとおり、両方の意味を含んでいることを説明したに過ぎず、「隙間なく連続」という意味にも用いられていることは言うまでもない。したがって、「連続」に関する審決の認定・解釈に誤りはない。」（被告準備書面 1 1 頁 7 行目～1 0 行目）と記述しています。

（ロ）この裁判は平成 2 7 年（行ケ）第 1 0 0 4 4 号審決取消請求事件でありますから、被告準備書面において、被告がその認識を正しいものとしたとしても、審決における誤りは、やはり指摘しなければなりません。

被告の前述の論述からすれば、被告が論述した審決の実際の文章は極めて奇異なものと言えます。「～図 1 には、隙間なく連続した列柱状の構造物と、間隔を設けて設置された構造物が図示されている。したがって、出願当初の明細書及び図面の記載を見る限り、本願の「連続性」又は「連続」について、「隙間なく連続」という意味に用いられているといえる。したがって、本願発明も引用例に記載のものも「隙間なく連続」している意味を有するから、請求人のいう「微妙に異なっています」は適切な見解といえない。」（審決 4 頁 3 4 行目～5 頁 6 行目）

仮に、審決において、本願発明の内容を上述被告準備書面〔被告の反論〕と同じく正確に認識していたならば、この記述は以下のようになっていたはずです。

「～本願の「連続性」又は「連続」について、「隙間なく連続」という意味に（も）用いられているといえる。～」或いは、「～本願の「連続性」又は「連続」について、「隙間なく連続」という意味に用いられている（とも）といえる。～」（かっここで囲った文字が原文と異なっています。）

さらに、上述 2 例の記述であったならば、それ以下に続く「したがって、本願発明も引用例に記載のものも「隙間なく連続」している意味を有するから、請求人のいう「微妙に異なっています」は適切な見解といえない。」（審決 5 頁 4 行目～6

行目)の記述内容も、実際の審決で記述された内容と異なっていたはずです。

単純な「て、に、を、は」の間違いではありますが、小学生の作文の間違いではありません。日本語に熟達した審査官の記述です。しかも、4人がかりの記述でもあるのです。被告の主張は全く奇怪であると言えます。

したがって、「～「連続」に関する審決の認定・解釈に誤りはない。」(被告準備書面11頁10行目)との記述は認められません。

被告準備書面に対する反論

(4) [3取消事由(6.むすびの誤り)に対して]に対する反論

[被告の反論]では「～審決が「本願発明は引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものであり、・・・本願は拒絶すべきものである。」と判断したことに誤りはない。」(同11頁19行目～21行目)と主張しています。

しかしながら、既に「被告準備書面に対する反論」

「(1)書証甲1の論理と本願発明の論理」

「(2)[1取消し事由(本願発明と引用発明との一致点及び相違点についての誤り)に対して]に対する反論」

「(3)[2取消し事由(相違点の判断の誤り)に対して]に対する反論」

の各項目で、原告はそれらを詳細に説明し、各項目での被告の主張の誤りを明確に指摘しています。

これらによって、前述した被告の主張が誤りであることが明らかになり、また、「本願は拒絶すべきものである。」との審決もまた誤りであることが明らかになりました。

したがって、原告は審決の取り消しを強く求めます。

なお前述(1)(2)(3)に続く被告の主張[(4)原告のその他の主張に対して]については引き続き以下に論述しています。

被告準備書面に対する反論

(5) [被告の準備書面 4 原告のその他の主張に対して] に対する反論

(A) (イ) [被告の準備書面 4 原告のその他の主張に対して [被告の反論] (1) 本願発明の根拠とする自然現象と本願発明の] (同 1 4 頁) の冒頭では、

「原告が本願発明の根拠とする自然現象が新しく発見された自然法則ではないことを立証するために、乙第 1 号証ないし乙第 7 号証を提示する。」 (被告の準備書面 1 4 頁 4 行目～5 行目) と記述されています。

この記述は全くの誤りであり、同時に奇妙な記述であると考えます。

原告準備書面の第 2 頁 2 3 行目～6 頁 5 行目、第 2 原告の主張 (ロ) 河川上流中流の石や岩の法則 (2) では、河川上流や中流での良く知られた通常の土砂流下の作用ではない、様々な大きさの石や岩があることによって生じている、特別の現象について記述しています。

その特別の現象は本願発明を成立させている核心の現象であります。それは、簡単に言えば「大きな石や岩がその他の小さな土砂の流下を促進している」現象です。

原告準備書面の第 2 頁 第 2 原告の主張 (ロ) 河川上流中流の石や岩の法則 (2) (第 2 頁 2 3 行目～6 頁 5 行目) では、その現象の詳細を幾つかの具体例として明らかにした後に、それらの現象が共通した普遍的なものである事と、その法則性も明らかにしています。

その具体例として、河川上流や中流に出来る淵のこと、岸壁に囲まれた上流の流れのこと、その特別な例としての高千穂峡のこと、河川の上流や中流に建設されたコンクリート護岸のこと、また、海岸の砂浜で足元から多くの砂が流れ去って行く現象のことを示しています。

そして、それらの現象が共通した普遍的な現象である事を明らかにした後に、その法則性についても記述しています。

「大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進する現象は、水の流れる場所に大きさの異なる土砂があればどこにでも発生しています。水流が強ければ強いほど、土砂の大きさの差が大きければ大きいほどその作用は強くなります。上述した、それぞれ

の状況での現象は、従来より多くの人に知られていた現象です。しかし、それらが、水流がある場所に大きさの異なる土砂があれば、共通して発生している自然現象である事は、今まで指摘されたことはありませんでした。」（原告準備書面第5頁12行目～17行目）

原告が新しく発見した自然法則であると記述しているのは、それら個別の現象を発生させている共通した自然法則の事です。「～それらが、水流がある場所に大きさの異なる土砂があれば、共通して発生している自然現象である事は、今まで指摘されたことはありませんでした。ですから、この現象は新しく発見された自然法則であると言えます。」（原告準備書面第5頁16行目～18行目）。

決して、それぞれの状況で個別に発生している現象を、新しく発見された自然法則であると記述したものではありません。

この法則によって生じている様々な個別の現象、淵や岸壁やコンクリート護岸や海岸の砂などの現象は既に多くの人に知られた現象です。原告は、それら様々な現象が共通したものであること、及び、その様々な現象の中に共通した法則があることを見出したのです。そして、それを基にして、それらの現象と同様な効果を発生させる人為的な方法を考え出して、それを特許として出願しました。

つまり、被告の準備書面14頁〔被告の反論〕の冒頭の記述「原告が本願発明の根拠とする自然現象が新しく発見された自然法則ではないことを立証するために、乙第1号証ないし第7号証を提示する。」は見当違いの全くの誤った主張です。

原告は既に準備書面において、それぞれ個別の現象を「上述した、それぞれの状況での現象は、従来より多くの人に知られていた現象です。」（同5頁15行目）と説明しているのです。

このような状況にもかかわらず、被告が〔被告の反論〕で提示した書証乙第1号証ないし第7号証の内容は、淵の現象、橋脚の現象、杭による現象の説明であり、上述したそれぞれ個別の現象内容であるのに過ぎません。

したがって、前述〔被告の反論〕の冒頭の記述「原告が本願発明の根拠とする自然

現象が新しく発見された自然法則ではないことを立証するために、乙第1号証ないし乙第7号証を提示する。」（被告の準備書面14頁4行目～5行目）は全くの誤りであり、また意味の無い記述だと言えます。

（ロ）上述した誤った主張は、被告の記述による[原告主張の概要]（同12頁）にもそれが表れています。

まず、原告が準備書面において記述した内容は以下のとおりです。

「大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進する現象は、水の流れる場所に大きさの異なる土砂があればどこにでも発生しています。水流が強ければ強いほど、土砂の大きさの差が大きければ大きいほどその作用は強くなります。」「上述した、それぞれの状況での現象は、従来より多くの人に知られていた現象です。しかし、それらが、水流がある場所に大きさが異なる土砂があれば、共通して発生している自然現象である事は、今まで指摘されたことはありませんでした。ですから、この現象は新しく発見された自然法則であると言えます。」（原告準備書面5頁12行目～18行目）

これに対して、被告が記述した[[原告主張の概要]（1）本願発明の根拠とする自然現象と本願発明]での内容は以下のとおりです。

「大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進する現象は、水の流れる場所に大きさの異なる土砂があればどこにでも発生している。水流が強ければ強いほど、土砂の大きさの差が大きければ大きいほどその作用は強くなることは、（上述した、それぞれの状況での現象は）従来より多くの人に知られていた現象である。しかし、それらが水流がある場所に大きさが異なる土砂があれば、共通して発生している自然現象である事は、今まで指摘されたことはなかった。であるから、この現象は新しく発見された自然法則であると言える。」（被告準備書面12頁2行目～7行目）カッコ内の部分が被告準備書面では抜け落ちています。また、下線を引いた箇所は文言の違いを示しています。

このように被告による[原告主張の概要]（同12頁）では「従来より多くの人に知られていた現象です」の前の「上述した、それぞれの状況での現象は」が欠落し

ています。この部分の欠落によって文章の意味が全く異なって来ることは誰にでも容易に理解できることです。

ここに引用し言及している短い文章が、原告及び被告の準備書面の中で重要な意味を持つ箇所であることを考慮すれば、部分的に文章を欠落させた被告の12頁の記述は、被告準備書面[被告の反論]の主張を成立させるために意図的に行った誤りであると言わざるを得ません。

(ハ) つまり、被告が記述した[[原告主張の概要](1) 本願発明の根拠とする自然現象と本願発明] (被告準備書面12頁2行目～7行目) の記述は、[被告の反論] (1) 本願発明の根拠とする自然現象と本願発明の] (同14頁) の冒頭の記述「原告が本願発明の根拠とする自然現象が新しく発見された自然法則ではないことを立証するために、乙第1号証ないし乙第7号証を提示する。」 (被告の準備書面14頁4行目～5行目) との主張を成立させるために行った、故意に誤った記述です。

当然、前述[被告の反論] (1) 本願発明の根拠とする自然現象と本願発明 (同14頁) の冒頭の記述も全くの誤りであり、何ら意味を持たない主張であることは明らかです。

(B) なお、念のため、以下に書証乙第1号証～第7号証の内容を説明します。

乙1号証

この資料では、河川に生成される「淵」をその形態によって分類しています。解り易く優れた論述だと言えます。原告が主張した「淵」の現象についても言及と図表が示されています。例えば、大きな石や岩の周囲には局所洗掘が生じて淵が形成されると記述しています。しかし、全ての「淵」について言及したものではなく、またその成因の考察も充分とは言えないようです。

この資料は上述(A)で言及した様々な現象の中の「淵」についての記述です。もちろん、その他の現象については全く言及されていません。

乙2号証

この資料も、上述乙1号証と同じく「淵」について分析し記述しています。乙1号証に比べると、「淵」の成因についてより深く言及されています。解り易い良い論述ですが、乙1号証と同じく「淵」についての記述に限られています。もちろん、その他の現象については全く論述されていません。

乙3号証

この資料では、河川における様々な工法について解説する中で、大きな石が水流や土砂及び川床に及ぼす影響について記述しています。例えば、「～巨石周りに局所洗掘を引き起こすことによって淵を形成する～」と記述されています。しかし、大きな石や岩がその周囲の土砂に特別な流下状況をもたらしている現象の、その他の様々な様相について言及してはいません。

乙4号証

この資料では、河川に建設設置される「橋脚」の周囲が深く掘れてしまう現象について解説しています。橋脚の周囲の土砂が流され易くその周囲が深くなる場合があるのは、大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進する現象と同じものです。この解説では「橋脚」の周囲が深く掘れる現象の原理や法則性についても少し記述されています。

しかしながら、この論述でも、「橋脚」に見られる現象が、その他の淵や岸壁やコンクリート護岸や海岸の砂などにおいて生じている現象と共通した現象であるとの認識はないようです。

なお、原告が言及することの無かった「橋脚」について、この場で取り上げて頂き嬉しく思います。原告の幾つかの記述の内容を良く理解して頂けたのだと思います。河川上流や中流の土砂流下について詳しく説明した甲斐があったと思います。

原告が「橋脚」について言及しなかったのには訳がありました。「橋脚」の場合では「橋脚」の周囲が深くない場合が多くあるのです。もし、ご興味をお持ちでしたら、原告のHP上の論述をお読み頂ければ、その理由を正確に理解出来るのではないかと思います。

乙5号証

この資料は、前出乙4号証と同じく「橋脚」に関する特許公開公報です。この発明資料では、「橋脚」の周囲が深く掘れてしまう事を記述した後、それを防ぐ方法の詳細を述べています。

しかしながら、「橋脚」の周囲が深く掘れる現象が、淵や岸壁やコンクリート護岸や浜辺の砂の現象と共通したものであるとの認識を表した記述はどこにもありません。

乙6号証

(a) この資料は、取水港湾等の水底に多数の杭を設置して局所的堆砂現象を防止すると説明している特許公開公報です。この発明は、原告の発明と似通っているところがあります。

乙6号証では、波と流れが共存する海底に多数の杭を設置すること、杭を設置することにより局所的に堆砂を防止すること、としています。

それに対して原告の発明では、水の流れの中に杭あるいは柱の流れの方向に沿って連続して列柱状に設置固定すること、土砂の流下を促進させること、としています。似通ってはいますがその違いは大きいのです。それは、杭あるいは柱の設置場所とその設置方法が異なっている事、及びそれらの考え方の違いによります。

乙6号証の発明では、杭の設置場所を「波と流れが共存する位置の水底」（同資料【請求項1】）或いは「波と流れが共存する漂砂流入位置」（同資料【請求項2】）としています。また同時に、それらの設置場所を「取水港湾」に限っています。（【請求項1、2、3】）

そして、その設置方法は「一定間隔を隔てて多数の杭を立設した杭群」（同資料【請求項1、2】）或いは「杭を千鳥状に立設して杭群として」（同資料【請求項3】）としています。

(b) ところで、乙6号証の方法では、杭群を設置した場所の堆砂現象を防げるかどうかは定かではありません。逆に堆砂量を増加させてしまう可能性もあるのです。

なぜならば、水底に杭や柱を設置したとしても、必ず土砂の堆積を防ぎあるいは

土砂の流下を促進させるとは限らないからです。

河川の流れの中に多数の杭を設置する治水の方法が江戸時代からあります。その例としてたとえば、乱流（流れの中に不規則に多数の杭を打ち込む方法）や杭出し（流れに対して直角方向に杭の列を設置する方法）があります。これらの場合では、杭を設置することによりその場所の流れを弱くします。その結果として土砂が堆積し易くなることは十分考えられることです。

現代においても杭や柱を設置することにより土砂の堆積を図る方法の発明も出願されています。

これらの事情は、書証甲4原告の特許公開公報【発明の詳細な説明】【0004～0008】においても記述しています。

また、原告準備書面主張その3（審決、理由5.判断（1）及び（2）について）の15頁3行目～17頁3行目、では、審決が言及した周知例1及び2について詳細に説明して、審決の主張が誤りであることを明らかにしています。

そのうちの周知例1は、書証甲第2号「公開特許公報（A）昭57-205626」です。

この書証甲第2号の発明では、【発明の名称】を「土砂流防止工」であるとしています。（同1頁左側2～3行目）またその【特許請求の範囲】では「案内くいを地中に貫入したあと、この案内くいに沿って抵抗ブロックを、地中に自重沈下挿入することを特徴とする土砂流防止工法。」（同1頁左側5～7行目）としています。

さらにこれに続く【発明の詳細な説明】では「本発明は、地滑り、河床あるいは海浜等における侵食（洗掘）などの土砂流現象を防止する土砂流防止工法に関する。」（同1頁左側9行～11行目）と記述されています。

また、ここに新たな書証を提示して、上述の事情をさらに明らかにします。
書証甲第12号「公開特許公報（A）特開平11-256548」

この特許公開公報については、書証甲4原告の特許公開公報でも言及しています。

この発明では、「杭」と根固めブロックを用いて河床・海底面の洗掘を防ぎます。（同1頁【要約】【解決手段】）また、その【特許請求の範囲】でも同様に記述し

ています。「～根固めブロックの杭孔中に杭を打ち込んで、河床・海底面の洗掘を防ぐとともに魚集効果を高めたことを特徴とする杭を用いた床止め工法。」（同【請求項 1】）

「～同杭孔に杭頭が水面下となる高さに杭を打ち込んで根固めブロックを河川又は海の底面に固定して底面の洗掘を防ぐとともに杭止部が水流に滞みを生起させることを特徴とする杭を用いた床止め工法。」（同【請求項 2】）

以下【請求項 3～5】でも「～杭を用いた床止め工法。」であると説明しています。なお、この発明は特許第 3 5 6 6 8 5 0 号として、特許が認可されています。

これら書証甲第 2 号、および書証甲第 1 2 号の発明では、杭あるいは柱によって、掘削や侵食あるいは土砂の流下を防ぎ、または土砂の堆積を図る方法が示されています。

つまり、河川や海底に杭や柱を設置したからと言っても、必ず土砂の堆積を防ぎあるいは土砂の流下を促進させるとは限りません。

（c）乙 6 号証の発明では、杭が堆砂を防止する効果があることがことを示す原理あるいはその法則は全く示されていません。ですから、乙 6 号証の発明を実施したとしてもその結果がどのようなになるのかを予測する事は困難です。

乙 6 号証の、【発明の詳細な説明】【0 0 1 0】では、「この堆砂防止工 1 0 の位置では、取水流が定常的に存在していると同時に高波浪時の海浜流が共存しており、かかる共存条件下において、各杭 1 1 の周囲では、図 3、図 4 に示すように、流水速度、杭径 D の関係から、半径 R、深さ Z の一定の洗掘孔 1 2 が形成されることが知られており、予想される洗掘孔 1 2 の半径を考慮し、図 2 に示すように、各杭 1 の周囲の洗掘孔 1 2 が互いに重なり合う間隔で、抗群を千鳥状に立設している。」と記述しています。

前述の各項目の値がそれぞれに関連しあっていて、その間に最適な数値があるのではないかと予想することは、関連する業務に関わっている人々には容易な事でしょう。しかし、乙 6 号証の発明では、その数値やそれぞれの関係を示す関係式は全く示されていません。つまり、乙 6 号証の発明を成立させる具体的な考え方やその

法則などの記述は無いのです。

乙6号証の発明は、取水港湾の海底に設置する事を前提にしていますから、杭群の設置場所での水流の強さは比較的に把握し易いかもかもしれません。でも、海であれば干満の潮流は必然です。また、取水流が定常的に存在しているとは言え、それらが全く無い時もあるはずです。

さらには、乙6号証の発明では図1に（a）として示されている、杭群にほぼ直角に交わる海浜流があります。海浜流はその折々の気象条件によって様々に変化します。それによって海底を移動する土砂の量も変化しています。そしてその変化の幅は極めて大きいのです。

乙6号証の発明の場合では、それらの問題をどのように解決すると言うのでしょうか。

乙6号証の発明では、取水流が港湾の内側に向かうものであることからすれば、かえって多くの土砂を港湾内に引き込み、杭群の場所の堆砂量を増加させる可能性の方が大きいと考えられるのでは無いでしょうか。

いずれにしろ、乙6号証の発明を実際に施工することはほとんど不可能だと考えられます。

乙7号証

この資料は、河川を流れる流木を捕捉する構造物に関する公開特許公報です。この発明では、流木を捕捉するために複数の杭を組立てて構造物とします。しかし、従来の技術では、杭を設置した場所の河床が侵食される事が多いので、それを防ぐ構造になっていることを記述しています。

杭が設置された場所が侵食されれば杭やその構造全体が破壊されることも生じますが、この発明ではそのような事態を防ぐとしています。

河川の川床に設置された杭の周囲が侵食され易いことは、前出乙4号証や乙5号証の「橋脚」の場合と同じです。

この資料においても、杭によって川床の土砂が侵食されることが記述されていますが、その現象がその他の現象、淵や岸壁やコンクリート護岸や海岸の砂による現

象と共通したものであるとの認識はされていません。また、それら現象にある法則性にも全く触れられていません。

(C) 乙1号証から乙7号証までについて

乙1号証から乙7号証までで記述されているのは、「淵」や「大きな石」や「橋脚」や「杭」についてであり、それらによって周囲の土砂が「洗掘」或いは「局所洗掘」される事についての記述に限られています。

つまり、先述した個々の現象の記述に過ぎません。それら様々な現象が共通した現象であると認識している事はありません。それらに共通した法則性があることも全く認識していません。また、それらの説明には、土砂の流下を促進するという概念もありません。

上述(A)(B)(C)から、前述、被告の準備書面〔〔被告の反論〕(1)本願発明の根拠とする自然現象と本願発明〕(同14頁4行目～5行目)の冒頭の被告の記述は全くの誤りであり、また、「以上のとおり、本願発明は従来より指摘されることがなかった現象を利用したとの原告主張は誤りである。」(同18頁11行目～12行目)との結論も全くの誤りであることは明白です。

さらに、上述に続く「そして、上記のような技術常識に照らすと、引用発明において、流れの中に河床心堤を設けたことにより、その周囲に局所的な洗掘が生じることは技術的に明らかである。甲第1号証には、このような事象も含め、水流の掃流力によって洗掘する旨記載されているのである。」(同18頁13行目～16行目)の記述も同じく誤りであることは言うまでもありません。

(D)〔被告の反論〕(1)相違点の判断について〕(同9頁)では、被告が上述乙1号証～乙7号証の資料に基づき反論をしていましたので、原告もそれらに対する反論を保留していました。したがって、ここで改めてそれらに対する反論をいたします。

被告が提示した書証乙第1号証～乙第7号証の資料によって、本願発明が新しい

考え方による発明である事を否定することは出来ません。被告が記述した主張は明らかに誤りであり、原告準備書面の主張を故意に捻じ曲げて、自らの主張に副わせようとすることを意図したものです。

これは前述したように、原告準備書面の文章を故意に誤って引用したことから生じています。誰にでも容易に理解できる文章を、故意に誤って違う文章に変更しているのです。それは明らかに嘘をついている文章です。審決の内容がほとんど嘘であったから、それを覆い隠すためにさらに嘘を重ねた結果であると言えます。

甲第2号証及び甲第3号証から、様々な河川工事において杭や柱を用いることが周知の技術であることが認められるかもしれません。しかし、杭や柱を用いることが河川工事において周知であるとしても、杭や柱の使用方法によってその作用は様々である事が明らかでありますから、甲第2号証及び甲第3号証をもって、当業者が本願発明を容易に発明出来ると主張するのは全くの誤りです。

これらの事情は「原告準備書面（イ）審決、理由5．判断（1）相違点について」（同15頁3行目～17頁3行目）でも詳しく説明しています。

既に再三に亘って主張しているように、本願発明が発明されたのは、大きさの異なる土砂と水流によって河川や海岸で生じている様々な自然現象の中にある普遍的法則を解明したからであり、その解明が無ければ本願発明は成立しえなかったのです。

したがって、「～甲第2号証及び甲第3号証から読み取れる周知技術の認定、及び周知技術に基づいて、当業者が相違点に係る本願発明の特定事項とすることを容易に想到し得たとする判断に誤りはない。」（被告準備書面10頁16行目～18行目）との記述は全くの誤りであることは明かです。

（E）〔4原告のその他の主張に対して（2）本願発明と甲1引用発明との違い〕に対する反論

（イ）〔〔被告反論〕（2）本願発明と甲1引用発明との違い〕（同18頁）では以下のように記述しています。

「～本願発明は、杭あるいは柱を間隔を空けて連続したものに限定したものでは

なく、隙間なく連続したものも含む発明であるし、設置箇所が河口に限定されたものでもないから、本願発明が間隔を空けて連続して杭を設置することを前提として、河口の防潮堤（導流堤）との差異を主張することは、本願発明の特定事項に基づかないものであって、失当と言うべきである。」（被告準備書面 18 頁 18 行目～22 行目）この文章は全くの誤りです。

ここでは、この被告の反論における誤った記述に多く見られる例と同じく、先ず最初に正しい記述をしています。「～本願発明は、杭あるいは柱を間隔を空けて連続したもの限定したものではなく、隙間なく連続したものも含む発明であるし、～」（上述と同じ引用箇所です）

その次の記述は全くの誤りです。「～設置箇所が河口に限定されたものでもないから、本願発明が間隔を空けて連続して設置することを前提として、河口の防潮堤（導流堤）との差異を主張することは、本願発明の特定事項に基づかないものであって、失当と言うべきである。」（上述と同じ引用箇所です）

この文章は、その意味するところが曖昧で分かり難い印象があります。しかし、全く誤った主張であることは明らかです。

（ロ）本願発明の設置箇所は、その請求項においてその設置箇所を「水の流れの中に～」と記述しています。

河川の河口では、海に流れ出る水が流れを形成しますから、その場所に本願発明を設置する事に全く問題はありません。また、河川の水が海に接する渚では、海から渚へと打ち上げる波も、打ち上げた後に海へと戻る波も、共に水の流れによるものです。つまり、それは水流です。

河口から流れ出る水流も、波となって渚を行き来しているのも水流です。したがって、本願発明を河川河口の上述の場所に設置することは全く何の問題もありません。つまり、「～設置箇所が河口に限定されたものでもないから、～」の箇所は誤りです。

本願発明を設置する場所において、どの箇所を隙間なく連続した構造とするか或

いは間隔を空けて設置するかはそれぞれの設置者が考え決定すれば良いことです。

例えば、原告の準備書面では、波が行き来する渚に設置する本願発明を間隔を空けて連続して設置するとして記述していますが、それは、その場所で、海岸線方向に渚を移動する土砂がある場合に限っての事です。渚を海岸線方向に移動する土砂がある場所では、全く連続した杭や柱を設置すれば、それが海岸方向への土砂の移動を妨げます。

本願発明を設置する場所に、海岸線方向へ渚を移動する土砂がなければ、わざわざ間隔を空けて連続した杭や柱を設置する必要のないことは当然の事です。

したがって「～本願発明が間隔を空けて連続して設置することを前提として～」の箇所は正確さを欠いた記述だと言えます。

(ハ) 被告準備書面では「～、河口の防潮堤（導流堤）との差異を主張することは、本願発明の特定事項に基づかないものであって、失当と言うべきである。」と記述しています。

しかし、書証甲4公開特許公報（A）特開2011-89250の【発明の詳細な説明】【0028】では「～また、河川最下流部の河口において、土砂が河口を塞ぐ場合にもこの構造物の設置は効果が期待できます。」と記述しています。さらに、原告準備書面23頁8行目～26頁15行目では、何故にして、本願発明が「土砂が河口を塞ぐ」場所で有効であると考えられるかを丁寧に説明しています。ここでの記述は本願発明が「河口が土砂によって塞がれた河川の河口に」設置された場合を説明しています。

原告準備書面の記述は、海から打ち上げられる土砂が河川の流れを塞ぐ河口で、その場所が同時に海岸線に沿って移動する土砂に影響を与えている場合に、本願発明を設置したと仮定した場合と、同じく導流堤を設置した場合との比較を行い、その効果を説明したものです。被告準備書面で言うように、河口の防潮堤（導流堤）と本願発明を直接比較したものではありません。

したがって、「～設置箇所が河口に限定されたものでもないから、本願発明が間隔を空けて連続して設置することを前提として、河口の防潮堤（導流堤）との差異

を主張することは、本願発明の特定事項に基づかないものであって、失当と言うべきである。」との記述は見当違いの主張であり、全くの誤りであることは明白です。

(二) 上述の記述に続く「なお、本願発明の特定の実施形態により原告主張の効果が期待できるとしても、技術常識から予測の範囲内のことである（乙第6号証）。」

（被告準備書面18頁22行目～24行目）の記述もやはり誤りである事は、原告前述（乙第6号証）において明らかにしています。

前述乙6号証は本願発明と類似しています。しかし、乙6号証では、杭を設置することによって生成されるはずの現象を具体的に論理的に説明していません。つまり、杭を設置する理論的裏付けが全くありません。ですから、杭を設置したからと言って、乙6号証が海底にどのような状況を生じさせるかは全く見当がつかないのです。

その結果が全く明らかでない発明によって何を予測しようとするのでしょうか。被告の記述は意味不明です。

なお、乙6号証の詳しい説明は、前述、〔(5)〔被告の準備書面4原告のその他の主張に対して〕〕に対する反論(B)書証乙第6号証の記述をご覧ください。

被告準備書面に対する反論

(6) 〔(3)不正について〕に対する反論

被告はその被告準備書面19頁6行目～9行目において「～本件審決の認定・判断に誤りがないことから明らかなように、本件審決についても、請求人が個人であるからといって予断をもって審理を行ったものではなく、適正な手続きによりなされており、原告が主張する不正などというものは存在しない」と記述していますが、この主張は全くの誤りです。

(A)

(イ) 原告は、準備書面で特許庁における組織的不正を主張しましたが、その時点では原告の思いは、大きな組織の一部のそれに対するものでした。しかし、被告の準備書面を読んだことによって、それは、大きな組織全体に対するものになりました。

た。残念です。誠に残念でなりません。以下にそれについて記述します。

何よりも重要な問題は、原告準備書面 6 頁 6 行目～18 行目「(ニ) 上述、(イ) (ロ) (ハ) の記述とその経過」で記述しています。

特許庁は、書証甲 4 公開特許公報で記述している【発明の詳細な説明】【0011～0023】の内容に全く言及することなく、本願特許に対して書証甲 9 拒絶査定を行いました。

これに対して、原告は、書証甲 10 審判請求書を提出して、その 2 頁 18 行目～7 頁 3 行目に、拒絶査定において全く言及されることの無かった内容について再度の説明をしました。その内容は、前述書証甲 4 公開特許公報で記述した内容よりも詳しいものです。

しかしながら、特許庁は、それらの記述に一言一句たりとも言及することなく、「本願は拒絶すべきものである」との審決を行いました。

この結果に対して、原告は、その審決取消を求めてこの審決取消請求を行いました。

(ロ) 特許庁が行う特許の審査が、公平であり公正であることは当然の事です。それが無ければ特許権の公正で公平な使用や利用も有り得ないのです。この事件以外で原告が頂いた幾つかの拒絶理由や拒絶査定ではそれらの事は実現していたと考えています。原告の主張に対して、その主張の誤りや、それらが従前にあった方法と同じである事などを丁寧に説明しています。それらによって、原告は特許庁の主張を認め特許査定を諦めたのです。このような事情は、原告以外の特許出願者においても同じだと思います。

特許庁の特許査定において、出願者が主張する特定の事項について、担当審査官がそれを全く無視することはあり得ないことだと考えています。しかも、その内容が、特許が特許として成り立つか否かを決定づける事項であればなおさらです。そのような方法では公平性公正性が全く欠けている事になると考えています。

特許庁の審判においても、上述の条件は成り立っているはずですが、いや、正確に

言えば、通常の特許審査よりも厳格に公平性と公正性が求められているはずです。

日本国における裁判制度が三審性を原則として成り立っている事、並びに、原告によるこの審決取消請求事件が高等裁判所で争われている事を考えれば、特許庁による審判が、第一審である地方裁判所による裁判に相当するものであることは多くの人が認めているのではないのでしょうか。

裁判においては、裁判官が原告被告の双方の主張を聞いた後、そのそれぞれについて厳格な判断を行った後に、判決を決定しているはずです。その片側の主張を全く無視することはあり得ない事です。そのような裁判が行われるのは、独裁国の暗黒裁判でしかありえない事です。

さらに、特許庁の審判においては、裁判官もまた被告側も共に特許庁の職員なのです。通常の特許審査よりもさらにさらに厳重で厳格な公平性と公正性が保たれた審判が行われなければならないはずです。しかしながら、先の審決においても、前述の原告の主張は全く言及されることがありませんでした。

このような状況を考えれば、この審決取消請求事件において、特許庁は本願発明に対する前述の審判が公平公正に行われた事を、厳正に証明しなければならない立場にいる事は明らかなです。そうでなければ、前述の審判の正当性を証明できないのです。それでなければ、前述の審判は独裁国の暗黒裁判で行われたものと同等の価値しか持ちえないのです。そして、前述の審判が公平公正に行われた事を明らかにしない限り、前述審判の正当性を証明する方法はないのです。

(ハ) この度の被告準備書面においては、特許庁は、それまで無視してきた前述の事項について言及して、原告の主張に反論しています。しかしながら、その内容は全く杜撰で、誤りとごまかしと嘘であると言っていいような内容でした。それは、前述被告準備書面〔4原告のその他の主張に対して〕に対する、原告の反論において詳しく記述しているとおりです。

しかし、仮に特許庁の前述の反論が正当なものであったとしても、それらは言い訳に過ぎません。特許庁の反論が当を得たものであったとしても、それは前述審判の公平性と公正性を直接に証明するものとはなり得ないからです。この裁判が前述

の審決に対する取消請求事件である以上、前述の審決が公平公正なものであることをまず最初に明確に証明しなければ、特許庁の主張は成り立たないのです。

これらの事を考えれば、特許庁は、その準備書面においてそのような記述あるいは主張を全く行っていない事が明らかです。原告は、それが不可解でなりません。

たとえば、何故に特許庁は、その審決時における審判官各人の発言を要約した議事録や、審判官各人の口述を筆記あるいは録音した証拠を示さないのでしょうか。もし、それらの証拠が開示された後に、それらが社会一般に認知されその正当性が多くの人々に支持される様でしたら、被告の審決の公平性公正性が正当化されるはずです。被告は何故にしてそれらを行わないのでしょうか。

原告は、議事録及び各人の口述を筆記あるいは録音した証拠を示さないことだけをもって、被告の正当性が全く無いと主張する考えはありません。もしかすると、原告が承知していなかった何らかの理由があって、前述の事に言及しない正当な理由があったのかもしれませんが、しかし、それらの証拠が全く開示されなければ、それらの可能性も否定されるしかないのです。

被告側の前述審判は公平性公正性を全く欠いたものであると判断するしかないのである。

たとえば、ずっと昔に死刑の判決がなされた事件が、再び脚光を浴びて再審に至ったり、あるいは無罪になったりすることがあります。なぜそのような事が可能なのでしょうか。

民主主義国の裁判においては、前述の公平性公正性のほかにその記録性と公開性も同時に要求されていると思います。

死刑に至った裁判であっても、被告検察両方の主張が共に正確に記録されて残されます。もちろん裁判官は、それら双方の個々の事項に対する証拠と主張について、そして判決についても慎重に検討して決定して記録します。そしてそれらは全て公開されるのです。このような仕組みがあるからこそ、過去の事件についても、判決に至る個々の証拠に対する判断の誤りが指摘出来て、死刑の判決を覆す可能性が生ずることがあるのです。

審決の正当性を証明する方法はもう一つあると考えられます。前述したように、審決の公平性と公正性を直接に証明できなくても、特許庁が前述審決の内容を正しく評価してそれを再び主張して、その主張内容が全く正しいことが証明出来ればそれが可能になるのではないのでしょうか。すなわち、その主張が被告準備書面であるわけです。

しかし、その場合では、審決の結果の正当性が評価されたとしても、審決の公平性と公正性は全く証明されませんから、審決の過程で不正があれば、それに対する疑問は残されたままになるのではないのでしょうか。

(二) この度の特許庁の準備書面において、審決の正当性を明らかにする証拠や記述は全く示されていません。

既に述べたように、審決の公平性公正性を直接的に示す証拠はまったく提示されていません。また、審決の記述内容自体がまったくの誤りであったことは、原告準備書面で説明したとおりです。

さらに、提出された被告準備書面（第1回）もその主張自体が全くの誤りであることは、この原告準備書面（第2回）に記載した幾つもの事柄で明らかです。

被告はその準備書面〔（3）不正について〕において、「～原告が主張する不正などというものは存在しない。」（同19頁8行目）と主張していますが、いくら美辞麗句を並べ立てたとしても、その主張には、その主張を裏付ける証拠が全くありません。証拠がない主張はただの感想にしかすぎません。

裁判の専門家でもある特許庁の訟務課の皆さまが、民主主義国の裁判の常識について知らないとは全く考えられないことです。特許庁の指定代理人の皆様によって提出された準備書面は、その内容が誤りに満ちているばかりか、多くの嘘を含むものであり、なおかつ民主主義国の裁判の常識からも大きく逸脱した主張を含むものである事は明白です。

もちろん、先述の審決も被告準備書面も、特許庁内の個人が提出したものではありません。幾人もの手を経て検討され記述され承認されて提出されたものであるの

に違いないでしょう。すなわち、それらは個人の仕業によるものではなく、特許庁の組織的行為であったのです。

これらのことから、前述被告準備書面19頁6行目～9行目の主張が誤りであることは明らかなです。したがって、原告は、平成27年（行ケ）第10044号審決取消請求事件における、審決の取り消しを求めます。また、同時に、上述事件における特許庁の組織的不正の糾弾も求めます。

(B)

(イ) しかしながら、特許庁は、上述したように欠陥に満ちた被告準備書面を、何故にして知財高裁に提出したのでしょうか。原告はそれが不思議でなりません。

被告の準備書面は、前述しましたように、その主張が誤ったものであり、その論理展開もとんでもない欺瞞に満ちた代物です。しかし、日本語の記述としては極めて巧妙であり、まさに驚くべき論述です。この被告準備書面をひととおり読んだだけでは、多くの人がその主張に頷くのではないかと思います。

でも、この準備書面の提出先は第一に知財高裁なのです。知財高裁の裁判官がこのような誤りとウソに満ちた論述を肯定すると考えたのでしょうか。

そのことが不思議です。仮に、原告が、被告の立場に立ったとしたら、このような内容の準備書面を提出することは夢にも思わない事でしょう。このような内容の書類を提出すれば、それが否定されることは容易に予想されることです。また、この書類が記録されて後々まで閲覧されることを考えれば、組織的にも個人的にも全くの不名誉なことであり、特許庁やその個人の信頼性が大きく失われ事になるのです。

仮に、原告であれば、このような準備書面は決して提出することが無いでしょう。しかし、それにも拘らず、特許庁はこの被告準備書面を提出しました。

(ロ) 現状では、特許庁は、任意に選択した特許出願の特許査定をほとんど自由に阻むことが出来ます。原告の本願発明の場合がそれに該当します。

ある特定の出願を選択して、それを拒絶査定すれば良いのです。その理由はほと

んど何であっても良いのです。特許出願を特許として認めない理由は多くあるのです。その中の幾つかを適用して強く主張すれば良いのです。多くの出願者がこの段階でその特許査定を諦めます。

それを諦めなくて、自らの主張に理があると信じた出願者のみが審査請求を行います。審査請求には新たな費用が必要です。しかも、審査するのは、巧みな論述方法を承知している特許庁の職員４人です。特許庁側にこの出願を特許としないとの意思があれば、それは容易に実現されます。かくして、その出願は特許として認められません。ほとんどの出願者がこの段階で諦めるでしょう。

審査請求の審決で否定されれば、その先は知財高裁で裁判を行わなければなりません。しかも、知財高裁での裁判を望む場合であれば、審決の決定後１か月以内に必要書類を用意して知財高裁に提出しなければなりません。この短い期間に限られた中での判断と書類の作成は極めて困難な作業です。この短い期間での判断と書類の作成は、たとえ、その実務が弁理士先生の作業であったとしても容易ではない仕事です。また、この段階でも新たな費用が発生します。もちろん、弁理士の先生にその仕事を委任した場合ではさらに新たな費用が発生します。

さらに、この裁判の場合でもその結果が出るまでには再び長い月日が必要です。

これらの事情から、審決取消請求を知財高裁に求める人は少ないと聞きます。法人であってもその数は少なく、個人であればそれは稀であると聞いています。

（ハ）原告は準備書面の３１頁１３行目～３３頁終行で、無料相談会で弁理士の先生方から伺った、本願発明に対する率直な感想を記述しています。それらの感想はいずれも、本願発明が特許される可能性が無いことを説いていました。それが困難な事であるとの指摘ではないのです。この意味することは重大です。

この文章〔（３）不正について〕に対する反論（Ｂ）の冒頭で、被告が何故にしてこのような欠陥に満ちた被告準備書面を知財高裁に提出したのか、原告はそれが不思議でならない、と記述しています。また、原告準備書面では弁理士の先生方の率直な感想についても記述しました。この二つの事を同時に考えると新たな疑惑が生じてきます。

原告は、裁判に関わることは全く初めてです。原告準備書面主張その6（原告準備書面31頁13行目～38頁16行目）で記述しましたように、原告は、たまたま、思いがけなく知財高裁の原告になったのに過ぎません。

原告は地方在住であり、都会で暮らしたことはあっても短い期間の事に過ぎませんでした。原告は人生の多くを地方の個人事業者としてごく普通の生活を過ごして来ました。この度の裁判において、初めて裁判官を職業とする人と直接お目に係る機会を得たのです。もちろん地方都市静岡にも裁判所がありますから、街角のどこかで裁判官を職業とする人に出会っているのでしょうか。でも、誰が裁判官であるかどうか知る由もありません。

また、特許庁の職員とお会いするのも初めての経験です。静岡にも国家公務員はいらっしゃることでしょうから、過去にそれらの方々と面談する機会があったかも知れません。しかし、中央官庁にお勤めの国家公務員にお会いするのは初めての経験です。

原告が普段お付き合いしているのは、市井のごく普通の人々です。様々な職業に就いて、日々懸命に仕事に励んでいる方々ばかりです。それらの方々の多くは大変真面目です。原告が、それくらいの事なら良いにしようと言うくらいのささやかな不正であっても、それをきっぱりと断る人は多くいます。原告は、それら市井で暮らしている普通の方々から多くの事を学びました。

原告も含めて、それらごく普通の方々であれば、前述の内容のような被告準備書面を提出することは有り得ない事です。前述の被告準備書面は、失礼ながら、ほとんど詐欺師の弁明書と言っていいくらいの内容だからです。

特許庁では、前述のようなばかげた主張の書類を提出する機会が度々あるのでしょうか。そして、そのことによってその高い職業的地位と、多額の収入と、恵まれた年金を手に入れているとでも言うのでしょうか。全く信じられない思いがします。

（二）前述の被告準備書面は、特許庁が本願発明を特許として認めることを固く拒んでいるこの裁判において提出されたものです。特許庁が提出する書類の全てが、欺瞞に満ちた詐欺師の論述であると考えている訳ではありません。原告は、普

段、特許庁が裁判所や特許出願者やその他の関係者に提出する書類のほとんどはまっとうなものであろうと考えています。でも、そうであればあるほど、前述被告準備書面の内容は信じられない内容であると言えるのです。

前述の被告準備書面からは、市井の多くの人々が考えているような生活信条は全く窺えません。また、裁判官を尊敬しているような内容であるとは到底思えません。どちらかと言えば、裁判官を小ばかにしている記述内容であり、裁判官の能力を見くびっている態度の内容です。もしかすると、どうせ、どんな内容を記述したとしても結果は分かっているとでも考えているのかも知れません。

被告がその準備書面を提出したのは、そのような内容の準備書面を提出しても大丈夫であると判断したからではないでしょうか。過去に何度もそのような内容の書類を提出していて、なおかつそれが咎められることが無かったから、今回も提出したのだと考えられるのです。そして、多分、それら過去の誤った内容の準備書面は正しい主張であると認められて、その特許出願も特許されるべきではないと判断されていたことでしょう。

そう考えると、前述した、弁理士の先生方の助言の意味も明確なものになります。先に詳しく述べた、現状における特許庁の審査過程での不正の可能性の説明では、特許を取得させない事を最初から決定された出願は、その特許取得が極めて困難な事であることを述べたに過ぎません。

弁理士の先生方が説明してくれたことは、上述のことだけではないと思います。何人かの弁理士の先生方がそろって、不可能であると言う意味の説明をしたのは、知財高裁の場においても、特許が認められない事を意味していると考えられるべきではないでしょうか。

特許庁の審査官と同じく、弁理士の先生方も曖昧な表現を避けることが多いように思います。些細な言葉の選択にもそのことが表れているとの印象を持っています。

それらの先生方が、いかに無料相談会であろうとも、全くの初心者に誤った情報を伝えたとは考えられません。先生方は初心者に好意をもって説明してくれたのだと思います。

(ホ) これらの事を合わせて考えれば出てくる結論は、まったく残念なものとならざるを得ません。それを記述するのもはばかりられる推測であると言えます。

すなわち、特許庁が不正を行っているだけでなく、知財高裁もまた、不正に加わっている可能性があると言わざるを得ないのです。特許庁と知財高裁の間にはあうんの呼吸が存在していて、特許庁がどうしてもその出願を特許としたいと判断すれば、その企みは知財高裁で完成されるのです。本願発明の場合でも、ほとんど誤りと嘘ばかりの被告準備書面でありながら、その記述は極めて巧みです。初めてその文章を読んだ人が、その誤りに気付くことは困難でしょう。知財高裁があえて誤りの判断をすることは、それほど困難な事ではないでしょう。

俗な言い方をすれば、もしかすると、裁判官は鼻薬を用いているのかもしれませんが。そして、特許庁はそれを利用して、いかなる出願であろうとも、その特許の取得を妨げる事が出来るのです。

このような状況では、知財高裁は、特許庁の不正を隠ぺいする役割を果たす機関でしかありません。仮に、その特許出願が知財高裁の裁判にまで至らなかったとしても、そこに至るまでには多くの困難があります。審決に至らない段階で特許庁の不正があったとしても、その後に行き着く先は決まっているのです。

知財高裁からその不正を指摘されない限り、特許庁の不正で誤った主張が認められるでしょう。特許庁はやりたい放題です。つまり、知財高裁は特許庁の不正を隠ぺいする下請け機関に過ぎないことになります。

もちろん、そのような状況が常に存在していると考えている訳ではありません。あくまでも、特許庁が、その特許の取得を決して認めないと決めた特許出願の場合だけです。

もちろんこれらの推測は、何ら直接的証拠を指摘出来ていません。ほとんど、ばかげた主張であり、常識はずれの、一人よがりの妄想に過ぎず、ゲスの勘繰りに過ぎないと指摘されるに違いありません。

しかし、原告が指導を受けた弁理士の内の幾人かの先生方は、確かに、本願発明は特許として認められることは不可能だと言う意味の助言をされました。それらと

同様の考えをもっているのは、静岡に限られた先生方だけではないでしょう。全国の多くの弁理士の先生方が同じような疑念を抱いているのではないのでしょうか。

「いかに常識はずれでばかげた考え方であっても、その考え方を合理的に否定する証拠がない限り、その考え方を排除すべきではない。」このように考えることによって、多くの発見と発明がなされて来ました。それは、科学の歴史を顧みれば容易に理解出来ることです。多くの発見や発明が、その最初においてほとんど認められませんでした。それはそれらの発見や発明がその時々常識を逸脱していたからです。

少し大げさな記述になりました。しかし、前述のばかげた常識はずれの考え方には、それを否定する証拠はどこにもありません。少なくとも原告が知る限りにおいては、その可能性を肯定する状況証拠しかないのです。いかにゲスの勘ぐりだと呼ばれようとも、原告はそれらを否定する証拠を持ってはいないのです。

(へ) 裁判官殿がその考えを述べるのは裁判の場においてのみに限られているようです。それ以外の場所でその考えや信条を表明することは憚られているように思えます。

そう考えると、この、平成27年（行ケ）第10044号審決取消請求事件の判決は重大な意味を持つと考えられます。審決取消請求事件において、その原告が特許庁の組織的不正を訴えたり、知財高裁に対する疑惑を主張する機会はほとんど有り得ないのです。多分、過去においてそのような事件は無かつたろうし、多分、今後もそのような事があるとは思えません。

特許の仕事には弁理士の先生方が大勢携わっています。しかし、それらの先生方が今回の原告と同じような主張をすることは考えられません。弁理士の先生方は、特許庁によってその出願が特許として認められるから、仕事が成り立つのです。目をつけられて、多くの出願が審決に至ってしまうようでは、お客様はいなくなってしまう。

本願発明の命運はこれから行われる裁判官殿の判決によって決定されます。した

がってその可否は予断を許さないものではありませんが、原告としては、当然それが特許すべきものとの判断がなされ则认为しています。

しかし、裁判官殿の判決はそれだけで良いのでしょうか。裁判官殿の判決がそれだけに終わってしまえば、特許庁における前述の仕組みが解消されることはありません。再び本願発明と同じような経過をたどる幾つもの特許請求を発生させるに違いありません。つまり、知財高裁は特許庁の不正を隠ぺいする下請け機関であることを免れないのです。

特許されるべきであるとの判決だけであった場合では、前述した知財高裁に対する疑念が払拭されることはありません。かえって、知財高裁に対する不信感が高まるばかりでしょう。

知財高裁の今回の審決取消請求事件の判決は、明確であり、厳正でなければならぬでしょう。明確であればあるほど、厳格であればあるほど、前述の疑念が解消されるのではないのでしょうか。

本願発明は、決して、知財高裁で争わなければならない程に複雑な内容を持つものではありません。本来なら、通常の審査過程で発明として認められるべきものです。それは、原告が提出している幾つもの書類からも明らかな事です。本願発明がこの知財高裁で争わなければならなかったのは、ただただ、特許庁の組織的な不正に原因があるのです。

被告準備書面に対する反論

(7) [第4むすび]に対する反論

平成27年(行ケ)第10044号審決取消請求事件において、その審決の認定・判断は誤りであり、また審判官を含む特許庁には不正があったので、審決の取り消しと、特許庁が犯した不正の事実を認定することを求めます。

原告は、全ての国民が納得する公平公正で厳正な判決を強く望みます。